

## 越境性感染症国際監視強化事業[継続]

【35(43)百万円】

### 対策のポイント

FAO動物衛生危機管理センターに専門家を配置し、越境性感染症の早期発見・封じ込め支援及び病原体の適正管理による牛疫の再興防止を図ります。

### <背景/課題>

口蹄疫等の国境を越えてまん延する疾病(越境性感染症:TADs)の対策には国際的な協力が必要です。FAO動物衛生危機管理センターが行うTADsの情報収集、防疫措置の提案や、G8(分科会)の要請で行う牛疫病原体の適正管理を推進します。これにより、畜産業の振興と国民の生命・健康の保護を図り、また、G8の一員として責務を果たします。

### 政策目標

- 疾病発生国からの緊急支援要請を受け、毎年2カ国以上に対して、防疫措置を提案
- アジア地域の研究機関等に保管されている牛疫ウイルスの特定隔離施設への集積を促進

### <主な内容>

1. FAO動物衛生危機管理センターへの専門家配置 **28(33)百万円**  
本事業を推進するため、必要な専門家の配置を行います。  
(1)平常時から、FAOの世界的ネットワークを通じた疾病の早期検知、それらに関する詳細な疫学情報の収集等を実施します。  
(2)疾病発生時には発生国からの要請に応じて、専門家チームを派遣して、発生・疫学調査を実施し、発生国政府に対して、適切な防疫措置を提案します。
2. 牛疫ウイルスの保管体制整備 **7(10)百万円**  
(1)アジア地域を中心に、牛疫ウイルスの保持施設を調査し、特定隔離施設へのウイルスの集積(輸送・保管)又は廃棄を支援します。  
(2)牛疫が再興した場合に備えて、牛疫ワクチンを提供する体制を我が国に整備することで、これら牛疫ウイルス保持施設の削減を促進します。

〔 拠出先：国連食糧農業機関(FAO)  
事業実施期間：平成27年度～平成31年度 〕

お問い合わせ先：

大臣官房海外投資・協力グループ (03-3502-5913)  
消費・安全局動物衛生課 (03-3502-8295)

# 越境性感染症国際監視強化事業

## 事業概要・目的

- 事業実施期間 H27～H31
- 「食料・農業・農村基本計画」（2015年3月31日閣議決定）においても、

### 1 食料の安定供給の確保に関する施策

(5) 様々なリスクに対応した総合的な食料安全保障の確立

② 海外や国内におけるリスクへの対応

エ 動植物防疫措置の強化

において「国際的な連携を強化し、アジア地域における防疫能力の向上を支援する。さらに、海外での疾病発生情報等を収集、分析し、リスクに応じた適切な検疫措置を実施する。」とされている。

### ○事業概要

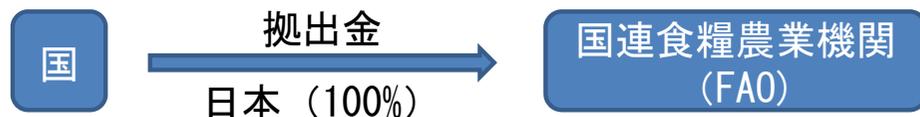
越境性感染症の侵入防止は、一国のみの対策では困難。世界的なまん延防止には発生初期の封じ込めが必要。このため、FAO動物衛生危機管理センターに必要な専門家を配置し、同センターが行う以下の活動を支援。

①有事に備えた情報収集等

②疾病発生時の専門家チームの派遣と技術的助言

また、世界の牛疫清浄性維持を目的として、ワクチン備蓄を含めた牛疫ウイルスの保管体制を整備。

## 資金の流れ



## 事業イメージ・具体例

- FAO動物衛生危機管理センターへの専門家配置を通じた活動支援

①平時の活動(疾病発生 of 早期検知、詳細な疫学情報の収集等)

②疾病発生時の活動(発生国の要請に応じた疫学調査の実施と防疫措置の提案)



- 牛疫ウイルスの保管体制整備

①牛疫ウイルスの保管状況調査、廃棄又は特定施設への輸送・保管

②万一の牛疫の発生に備え、ワクチンを提供する体制を我が国に整備

## 期待される効果

- 海外における疾病発生状況に応じた早期の国内対応
- 途上国における防疫措置の確立を通じた我が国への疾病侵入リスクの低下
- 世界の牛疫清浄性の維持、牛疫発生時の早期封じ込めを目的としたワクチンの安定的な供給